

文教厚生建設委員会
令和6年3月14日(木)
午前9時30分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について
2. 議案第29号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について
3. 議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について
4. 議案第37号 市道路線の認定について
5. 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
6. 協議(学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書(案)について)
7. 報告等(第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について)
8. 報告等(学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について)
9. 報告等(重層的支援体制整備事業の開始について)
10. 報告等(橋本市健康増進計画(第二次)の策定について)
11. 報告等(橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について)
12. 報告等(橋本市における公的な賃貸住宅の供給について)

説明員

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
危機管理監	廣畑 浩	総合政策部長	土井加奈子
政策企画課長	中岡 勝則	総務部長	井上 稔章
財政課長	三浦 康広	消防長	永井 智之
建設部長	西前 克彦	都市整備課長	茶原 正人
まちづくり課長	中村 充隆	建築住宅課長	石井 隆博

上下水道部長 堤 健
福祉課長 犬伏 秀樹
介護保険課長 小林 義弘
病院事務局長 池之内正行
教育総務課長 岡 一行
選挙管理委員会事務局長 辻本 昌亮

健康福祉部長 久保 雅裕
保険年金課長 丸賀 啓史
いきいき健康課長 丸山 恭司
教育部長 堀畑 明秀
会計管理者 大岡 久子

その他関係職員

職務のため出席した者
事務局次長

笹山 奨

書記 諸田 泰己

(午前9時30分 開議)

○委員長（堀内和久君） おはようございます。ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、3月7日の本会議において本委員会に付託された議案第24号、第29号、第30号、第37号、第42号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について

○委員長（堀内和久君） 議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） それでは議案第24号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

事前に配布させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず1ページ、1. 施設の概要です。

名称は橋本市高野口デイサービスセンター。所在地は名倉1202-2ということですが、JR高野口駅の北側となりまして、キノコ公園とちょうど中間ぐらいの位置となっております。また3ページには、位置図もつけております。

続きまして2番、施設の規模及び構造です。

敷地面積は1063.52㎡、敷地はこちら市有地でございます。

そのうち建設建築面積が347.17㎡で、1階2階とそれぞれ使っておりますが、1階が事務室やら相談室で、実際のデイサービス

として利用しておりましたのが2階ということになっておりまして、他に厨房やら食堂やらというふうなものも備えております。

続きまして沿革です。

こちらのデイサービスセンター平成9年に完成いたしました。当初は高野口町、社会福祉協議会が管理運営をしております、平成12年の介護保険制度の開始に伴いまして、通所介護施設となって運営をしてきました。そのうち合併した時点ですでね、もうちょっと運営の方が、なかなか芳しくないというふうなところも含めまして、指定管理制度を導入しまして、そちらの方で手を挙げていただいた敬英会さんの方にお任せをさせていただきました。それからずっとページ、めくっていただきまして、ざっと更新を、もちろん公募もしつつ更新していただきまして、最後、平成31年の3月に令和6年3月31日までの指定管理というふうなことで今までやっていただいていたんですけれども、もうこの3月31日をもって敬英会さんが指定管理にはもう手を挙げないというふうなことがございました。それをもちましてまた、公募もさせていただきましたが、その公募におきましても、結局指定管理をされるというふうな事業所は現れませんでしたことから、この度、用途廃止というふうなことを上程させていただいております。

3番、用途廃止する理由についてでございますけれども、この間のデイサービス事業所が増えたことによりまして、供給体制がすでに充足しておるというふうなことが挙げられます。

今もって、平成28年度以降給付費、頭打ちしなしてもう右肩上がりではないというふうなところも含めて、実際のデイサービスの稼働率につきましても、非常に低調な数字となっております。

特に高野口地域は、令和4年度末の数字ですけれども33事業所のうち12事業所が立地しておるというふうなところで、非常にデイサービス多い地域でもあります。

で、実績値の表のところを上側の表、稼働率というふうなところも載せさせていただいてますけれども、こちらの方でも、60%台というふうなところで、他の事業所にもよりますが、ひどいところではもっと下回っておる稼働率のところもございまして、今のところ、本市で一定、指定管理を行いながらデイサービスを今後も供給し続けなければならないというふうな状況にはいま現在になっておらないというふうなところがまず挙げられます。

次、3ページに行きまして、施設維持管理費用の増加というふうなところもございします。

平成9年に建ちまして、外回りの施設面においては、それほど問題はないというふうなことになっておるんですけれども、中の設備が非常に老朽化に伴いまして、あちこち故障しておるというふうな形となっております。

1階ホールも入ったすぐのところの照明もいま点きませんでして、なおかつ自動ドアも2枚あるうちの1枚が、いま動きません。ボイラーにつきましても、結局600万円ほどかかるというふうなところで、現時点では当初のボイラーも使っておらないで、もうプロパンによるボイラーを使って給湯もしておったというふうなところで、ここをもう根本的にやりかえるとすると、非常に大きな費用も必要となるというふうなところで、続いてその②のところもそうなんですけれども、エレベーター、今もって動いてはおるんですけれども現行の建築基準法の上では、既存不適格とされております。今もって、問題はないんですけれども、これも現行基準に合致していないというふうなところの不安もございまして、こちらも対処するとすると相当な費用がかかるというふうなこととなっております。

こういったところで、これまで設備修繕に関しましては、橋本市と指定管理の敬英会の方との折半というふうな2分の1ずつの負担、大きな工事は2分の1ずつというふうなところで、協定を結んでやってきて

おるんですけれども、そんな中で、現状、これまで年間240万円の社会福祉事業協力金というふうな形で、実質的には家賃のようなものをいただいていたんですが、この、年間240万円を2分の1の原資とする分で、敬英会さんとこちらの方で費用負担をして修繕をしてきたというふうな形となっております。なので、こちらの方から費用を負担、支払ってする修繕というものはなかったんですけれども、結局本来入るべき、その社会福祉事業協力金というふうなところを相殺しまして、修繕を行って来ておったというふうなところとなっております。

こちらの方も、また新たな指定管理事業者が決まったとしても、このやり方でいくとなるとこの額の限度で修繕というふうなところとなりますと、先ほどからの600万円でありますとか270万円でありますとかっていうふうなところの修繕というふうなところで、こちらの方への収入もまた入ってこないが続くというふうなところ。当然事業者の負担も大きいというふうなところもありまして、今回、なかなか新たな指定管理事業者が出てこなかったというふうなところもございました。

最後、位置図ですけれども先ほどご説明させていただいたのは、左下にちらっと写っておりますのがJR高野口駅ですね。右上にキノコ公園がありましてちょうどその間ぐらいの立地となっております。

一番最後のページには、全景と不具合箇所というふうなところで一部移させていただいておりますが、写真におさめて不具合がわかるというふうなところが非常に少なかったためにこういったものしかちょっとお付けできておらないというふうな形となっております。

以上につきまして、この度、廃止というふうなことで上程をさせていただきました。

以上です。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 需要と供給の関係から必要性が見込めなかったこと等ですね、納得いく理由でございましたので、条例自体については、賛成かなという、よくわかりましたということなんですけども、これ跡地利用とかって何か今後何か検討されていることとかあるんですか。市有地の売却とか、何かもしあれば教えていただければ、お願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） 岡本議員さんのご質問にお答えいたします。

やはり建物と土地が残ってしまう、市有地というふうなこともございまして、そういったところの今後の活用というふうなところ当然ついてくるところで、原課としても考えておったところではあります。

現在のところ、地元区で何か利用できませんかというふうな投げかけはさせていただいたんですけども、なかなかやはり大きい建物というふうなこともございまして、ちょっと難しいかなあというふうな意見もいただいております。ほぼほぼちょっと見込みがなさそうな雰囲気にはなっておりますが、それが最後、やはり無理だというふうなことになりましたら、いつかというふうなところまだちょっと未定でもございまして、建物つきの売却も考えつつ、ちょっとなかなかこの老朽化というふうなところと、あともう完全にデイサービスのための設備というふうなこともございまして、なかなかこのまま使おうと思うとさすがにやはりまた、介護保険の事業者さんでないとなかなかこのまま活用難しいんじゃないかというふうなところでもありますので、ちょっとそれも、担当課としては難しいかなというふうな思いはありますが、そういったことも検討し、それでもやはり買い手つかないというふうなことになりましたら最終解体の上、売却というふうなところの流れになってこようかと考えております以上です。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 24 号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第 29 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君） 次に、議案第 29 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） それでは議案第 29 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険料の改正というふうなものとなっております。この内容のみというふうなこととなります。

3年に1回、介護保険事業計画を見直すことに伴いまして、次の3年間、6、7、8年度の、介護保険料について定めるというふうな改正となっております。

条例の方は第3条と第11条ということで、第3条におきましてつらつらと、それぞれの負担、所得段階等に応じた負担額を改正するもの、第11条はこちらは参考条例の改正に伴って、国と同様に改正を行ったものということとなっております。

内容のご説明につきましては、この後に報告事項として挙げさせていただいております、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてという、結構ページ数のあるものの中、ちょっと今タブレットということでページ送りをしていただかなあかんようにはなるんですけども、こちらの中の72ページからですかね、72ページからが、この今回の条例改正に伴うといたしますか表しております、介護保険サービスの見込みの中の、保険料算出というふうなところの内容となっております。

この72ページでは、それぞれ算出までの流れとして、まず被保険者の推計と要介護認定者の推計、その後、それぞれのサービスの費用の推計を行った後、必要な給付額と必要な保険料額というふうなものを導き出しまして各段階にそれぞれ介護保険料を設定するというふうな形となっております。

1ページ進めさせていただきまして73ページは、被保険者等の推移となっております。

こちらの上の方が被保険者の推計でございますが、こちらの表ではずっと進むごとに、高齢者数は減少しておるといふような形となりますが、令和12年のこの時点におきまして、橋本市として推計ではありますけれども、後期高齢者、一番上のところですが1万2,440人となっておりますが、後期高齢者が一番増加するタイミングではなかろうかというふうな推計値が出ております。

要介護認定につきましては、85歳以上の方が受けられることが多いというふうなことも含めまして、このあたりから徐々に給付費等、また上昇してくるといふようなことが懸念されるというふうにご考えております。

引き続き2の要介護認定者数なんですけれども、こちらの方も第8期、第9期、それと将来の推計をそれぞれ書かせていただいた表となっております。

こちらの方につきましても、8期と9期を見比べていただいてもほぼ変動はな

いというふうな形となっておりますが、やはり一番右、将来推計のところにおきましては、後期高齢者数の増加というふうなところも含め、また増加に転じるというふうなことが想定されております。

これまでで認定者数が一番多かったのが平成27年あたりでだったんですけども、その頃と同等の数字、もうそれ以上の数字というふうなものがこのあたりで推計されておるといふような形となっております。

74ページ以降につきましてはそれぞれ利用者数の推計、給付の人数と額の推計というふうなところがずらずらと書かさせていただいております、すみませんまたちょっとここからページ数飛びます。

次が、85ページです。

こちらの方が段階表ですね。この段階表につきましては、国の基準と全く同じ段階それと所得区分も全く同じものを今回採用しております。

8期までは、国基準が9段階でございまして、それに対しまして橋本市ではさらに所得額の上の方の区分を設けて11段階としておりました。

それがこれまで600万円以上というふうな方が最高段階で11段階というふうなふうに設定させていただいたんですけども、こちらの方、国基準の方でさらにそれを上回る段階と所得区分が出てきたというふうなことを受けまして、本市として、いま現状、それ以上の段階を設けることが妥当なのかどうかというふうなところなんですけども、そこにつきましては次の86ページなんですけれども、86ページの方がこの段階の加入割合ですね、推計される被保険者数のそれぞれ所得、このランクに該当するであろうという推計の数字となっておりますけれども、今回第13段階におきましてそれぞれ100人程度、その間の11、12であると2けたですね、こういった数十人というふうなところで、高所得者段階をあまりやみくもに作ったところで、保険料への影響がほぼ皆無であるというふうなところも含めまして、この度、本市として国の標準

段階に基づく段階を採用するというふうなことにさせていただいております。

また1ページおめくりいただいて、この87ページです。

こちらの方が、これまでの給付に必要な費用、被保険者、認定者数そして各サービスの必要費用というふうなものを見込んだものから、そこに、65歳以上の方の被保険者の負担率に現在23%、こちらが保険料として必要な分として設定されております。この分を掛ける、で、そこから様々な交付金であるとかを差し引きして、最終的にこの度5,300円というふうなこととなっております。その中で、以前からもご質問等いただいておりますところ、2段目ですかね、準備基金取崩見込額、これを6億円と設定させていただいた上で今回この5,300円を導き出しておるといふような形となります。

またその次のページ88ページ、となりまずけれども、こちらの方が、その13段階の保険料額に当てはめさせていただいたものとなっております。

こちらの方で保険料を計画書の記載というふうなところのすべてとなります。こちらから事前に提出させていただいておりますこの条例改正市の資料の方を、2枚ものになるんですけれどもそちらの方すみません、お開きいただけますでしょうか。

こちらの方に先ほど13段階と設定させていただいた保険料額と、あと8期との比較というふうな表となっております。

それぞれが5段階目が標準段階、こちらの方が倍率保険料率ですね、割増したり割り引いたりした保険料率の1.00、こちらが標準段階というふうなところとなります。

こちらの方、第8期、現行が7万5,600円に対しまして、第9期は6万3,600円、増減的に1万2,000円の差、この度月額として6,300円から5,300円となりましたので、掛ける12の差額年間1万2,000円の段階となっております。

こちらから上の1、2、3、4につきましては、割引をした率を掛けて保険料を導きまして、それ以上につきましては割り増

しの保険料率を掛けて、12ヶ月分を算出しておるといふようなそういった表となっております。

最後、1枚おめくりをいただきまして、第9期介護保険料の算定の背景というふうなものをつけさせていただいております。こちらに抑制要因と増加要因と書いております。それぞれ載せさせていただいておりますが、1つとって言えば、抑制にも増加にもなりうるというふうな項目も多々混じっております。

抑制要因といたしましては、国の制度改正等による抑制要因があります。

この度、これまでよりも高所得段階が設けられたというふうなところもございます。ただ、これに関しては、本市としても加入割合が低いために、そんなにはあまり影響して来ないであろうと考えます。

(1)の②は、保険者機能強化推進交付金等を交付いただいております。こちらの方は、保険者としてのそれぞれの適正化等への取り組みなどを反映して、交付金をいただけるものとなっております。これが保険料のところにはめていけるといふようなところでこちら抑制の要因となります。

(2)の方、橋本市の抑制要因、こちらの方は、高齢化の進行に伴う被保険者数の増加です。

2025年問題というふうなところで、団塊の世代がすべて75歳以上になるというふうなところでありまして、認定者数は今もって増えておりませんが被保険者数は、今のところ、徐々に増えていっているというふうなところで現状ではもうすでに横ばいには移行しておるんですけれども、こちらの方、今は被保険者が多い状態なので、先ほどお示しした表にあります、どんどんどんどん減っていきますが今のところは高いところで止まっているというふうな形となります。

2の②番こちらの方は今回一番大きな要因となりますが介護給付費準備基金の取り崩し、こちらを行った上で、かなり抑制がされておるといふような形となります。

続きまして増加要因です。こちらまた国の制度改正によるものですが、この度もまた介護報酬改定されました。

1.59 というふうなところで、処遇改善の費用などに充てるといふところを含めた報酬の増額というふうなところとなりました。

1番の方に1の②ですけれども、基準所得段階の改正ですね、こちらの方も先ほどの600万円以上でこれまで終わっておったのがそれ以上の段階も含めましたので、今回保険料の月額としては減額となりましたのでほぼほぼ上がる方ではないんですけれども、一部におきまして、新段階の13段階のところにあたる方のみは、幾ばくかの増額となります。あとの方、12段階以下にはまる方につきましては、皆さん減額というふうな形となっております。

2の1、高齢化の進行に伴う認定者数の増加、こちらの方につきましても、いま現行こちら横ばいで推移してきておりますが、また、今後も厚生労働省の支給している見える化システムというふうなところで、毎回毎回この保険料について算出をしておりますけれども、こちらの方ではやはり、まだまだこれから増えるというふうなところの見込みと出ております。

こちらの方もある程度緩和をさせていただきましたけれども、本市としまして今もって横ばいというふうなところも含め、そこをある程度抑制した上で増加要因として取り込んでおるといふふうな形となります。

こちらによりまして第8期計画、6,300円というふうなところとなっておりますが、現行はやはり基金を積んでおるといふふうなところからも、3年前の計画段階の想定よりも低い給付率での推移となっております。

そういったところも含めまして、第9期、今回算定するにあたりまして、そこをまた修正いたしまして、現行のこれまでの給付実績、それとこれからの給付の推移につきましては、まだあまりそこまで増加というふうなところにまだ転じてこないです。

2025年を迎えますのである程度の増加というふうなところは、当然勘案しなければなりません。今もって、まだその時期ではないというふうなところも含め、保険料は微減少、給付費について、ある程度少し抑えておるといふふうなところで、普通に今回の準備基金を取り崩すことなくとも、通常の算定でも今の6,300円より下がるというふうなことがいま結果として出ております。

そちらに加えまして、準備基金の取り崩しを行う。そういったことによって、1,000円の減額で第9期におきまして5,300円という月額を設定させていただきまして、今回の改正を上程させていただいております。

説明以上です。

○委員長（堀内和久君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 詳細な説明ありがとうございました。

1点、準備基金の取り崩しというところが大きかったですけれども、この準備基金の目的というのは、おそらくその激変する価格に対して、ならしますよというそもそもの目的があったと思うんですけれども、今回1,000円下がりますと。あえて恣意的に10期、11期の見積もりの徴収金は書いてないんですけども、これがまた、1,000円以上上がっていったら多分、予測でなっただと思うんですけども。この1,000円の変動は激変ではないという、何か基準があるのであれば私は納得するんですけども、私的に大きいと思うんですけども、何かここに激変というのは、いくら以上離れると激変だという厚労省から何かの基準ってあるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） 岡本議員さんのご質問にお答えします。

激変というふうなところで額としての基準というものはございません。

基本的に厚労省としましては、前期で積んだ介護保険料の余りであります基金につきましては、基本的に次の期に使い切るというふうなことを前提とするみたいなものを、かなり昔の段階でそういうふうな見解を示しております。

ただ、その使い方については各市町村、完全にまちまちというかそれぞれの市町村で判断されておるというふうな形となっております。今回の第9期で、大阪府の状況なども確認しますと、全額取り崩しというふうなところも多く見受けられました。

そういったところで、今回6億円を取り崩すというふうなところで、これまで1億円を基本として、状況を見ながら判断するというふうな形でお答えさせていただいたところなんですけれども、そこに含めまして、先ほどからもちょっとご説明させていただきましたが、第8期において想定していた給付費よりも大幅に下回っておるといふふうなところもございます。

この傾向というのが、8期もそうなんです。7期につきましてもそういったことございまして、その経過この6年間において、かなりの積立額が増したというふうなことございます。

第8期におきましては、第7期6,630円から6,300円に下がる、基金を投じなくても下がるというふうなところも含めて、給付費を見込んでおったにもかかわらず、それでもやはりまだそれよりも下回っておるといふふうな結果、基金を積むことになってしまったというふうな現状でございます。

そういったところも含めましてこの第8期で積みました基金額が5億円ほどは優にあるというふうな状況となっております。それも含めまして、基本的に次の期でというふうな考え方に則するというものでもございませぬが、そこも加味した上で、1億円と5億円の6億円、これが現行の、その時点での金額の残高12億円程度の半額ということも含めまして、今後におきましても、おっしゃっていただいている激変緩和、これからまた必ず上がる、このままずっと下が

り続ける、横ばいでいくというふうなことはもちろんございませぬので、そういったところに対応していくというふうな意味も含めまして、今後半額程度、それぞれ残高の半額程度という考え方を持ちながら、それぞれの上がり幅を、V字を何度も描くような、そういった保険料推移をすることのないように、その期その期において、適切な取り崩し額を設定させていただき、運用させていただければというふうにご考えております。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 考え方としてはそういうふうにご考えられてるんだということをご承知しましたので、ありがとうございます。

ちょっと1点、昨日の総務委員会ちょっと傍聴させていただいたときに、水道料金も令和9年度に料金改定を見直ししますという話があって、おそらくこれ上がるんだろうと私は思ってるんですけども、これ、こっちの介護保険も10期で上がる、水道料金も上がるってなったときに、かなり住民生活への影響って多いと思うんですけども、この辺のいろんなものの料金改定が合わさった結果、住民に一気に負担に行きますよってということの議論っていうのは、市の庁舎内というか、部間でお話はされましたか。

○委員長（堀内和久君） 介護保険課長。

○介護保険課長（小林義弘君） そのような横の連携といいますか、議論は今のところさせていただいておりませぬ。

おっしゃっていただいておりますように、今後10期、11期程度でまた団塊の世代が今度85歳をまた迎えてくるというふうなところを、こちらの方で給付費の増額がやはり見込まれるとなると保険料また上がることが考えられるというふうなところで、そこに関しましては、そこまでは基本的に給付費の推移も見ながらですけども、その時点においても、基金額が枯渇するようなことのないように、当然運用させていただきまして、ある程度の保険料額の抑制というふうなもの、激変緩和というふうなこと

ろに使えるように、今後も運用を考えたいと思っております。

○委員長（堀内和久君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）水道の料金改定の話、以前の報告で令和9年というようなお話もさせていただいたと思うんですけども、令和9年を目途にいうところになると思います。

今後の事業費に係る経費とかですね、毎年毎年見直しつつ考えていきますので、前に来るのか後ろに行くのかっていうのは、またその都度、検討していきたいと思っておりますので、いま決定事項ではないということだけご認識ください。

○委員長（堀内和久君）介護保険の取り崩しのこの波の話と、水道の話は一例であって、部の垣根を越えて、市民負担が重なるXデーが重なったりしないかどうか、横の連携の議論があったか否かをどなたが答えていただけますか。あったかなかったかで結構でございますので。

総務部長。

○総務部長（井上稔章君）それぞれの算定方法というのがございますので、それに沿った形でやっております。ですので、それらを一律集めて検討したことはございません。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君）次に、議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村充隆君）それでは、議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の114ページ、115ページになります。

まず議案書115ページになりますが、第6条第1項第10号に、高野口公園屋根付自炊場周辺を追加するものです。

今回の条例改正につきましては、高野口公園において地域や公園利用の活性化を目的として、既設の屋根付き自炊場周辺を有効利用し、野営、例えばバーベキューでありますとか、キャンプでありますとかができるようにするための条例改正となっております。

場所については、別紙委員会資料の位置図になります。この緑で囲ってありますが高野口公園の全景になりまして、今回の野営のエリアっていいのですが、高野口公園の中腹の東側。令和5年度で補修したロサリオン、展望台なんですけども、その東側の場所となります。

資料の次のページに写真を掲載しておりますけれども、この屋根付き自炊場は5区画、それが2つありまして、その中に手洗い場と付近にトイレがあるような現場となっております。

ただ、今のところは電気っていうのはまだ設置されておりませんので、それは今後

要望があれば検討したいというふうに考えております。

利用方法についてなんですけども、付近に民家もあるため、原則日没時間としますけども、その活動内容によって、テント等利用して宿泊する場合には、審査を行いまして許可条件をつける予定となっております。

また、利用者についても、この橋本市都市公園条例の施行規則にあるんですけども、この使用料減免対象団体を予定しております。例えば、事業の一環として行う活動で、市内の保育園でありますとか、幼稚園、小中学校さらに、社会教育団体でありますとか、非営利団体、区とか自治会などの団体を予定してまして、個人利用ってというのは今のところ考えておりません。

そういった場合は、今あります神野々キャンプ場っていうところを進めたいというふうに考えております。

また、管理人等の配置を考えておりませんので、使用料は無料と考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 写真から見た素朴な質問なんです。

これは、説明は電気がない、電気はまた要望に応じてっていう話だったと思うんですけど、これまたま四季折々でいうとこれ、秋なんか秋か冬で枯れ葉とか結構あると思うんで、火を使う云々とかあったときに、真夏とか落ち葉がないときやったらいいんですけど、何時までするとかそういう話もあろうかと思う。

火災の恐れとかね、その辺はちょっとその要望があるなしにもかかわらずちょっと配慮とか検討とか、していただけるんかなというのをちょっとイメージを持ったんですけどいかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（中村充隆君） この自炊場付近も結構、森林というか木が生い茂ってますので、現在ですね、今後そのあたりを伐採しまして、できるだけその落ち葉とかなないようにっていうふうな検討はしていく予定であります。

以上です。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時12分休憩）

（午前10時22分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

4 議案第37号 市道路線の認定について

○委員長（堀内和久君） 次に、議案第37号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）改めまして、皆様おはようございます。

議案 37 号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書 143 ページ、認定路線調書 144 ページ、参考資料 6 から 7 ページです。

路線番号 27147、路線名称は伏原 75 号線で認定延長は 70 メートル、幅員は 6 メートルから 11.33 メートルです。

伏原 75 号線については、丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路です。

以上、市道路線の認定 1 路線について、議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）ちょっとシンプルな話なんですけど、これだけの区画の宅地造成なんで、大体住宅何軒分になるんでしょうか。

○副委員長（垣内憲一君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）今回の開発は 7 区画となっております。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）これはもう、出入口が最初の動画のスタートの起点だと思うんですけども、通り抜けはできない、もうこの帰ってこなあかんっていう位置付けなんですかね。

○副委員長（垣内憲一君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）今回の市道に関しましては通り抜けはできないようになっておりますので、転回広場を設置していただいている形となっております。

以上です。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 37 号 市道路線の認定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

5 議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（堀内和久君）次に、議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）おはようございます。議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お配りいたしております資料にてご説明をさせていただきます。

改正内容につきましては 2 点ございます。

1 点目は税率改正、2 点目は課税限度額と軽減基準の改正でございます。

それでは 1 ページをご覧ください。

提案理由ですが、平成 30 年度国保制度改正により、国保の財政運営主体が和歌山県となり、本市が和歌山県に対して資料 1 の中段のとおり、毎年国民健康保険事業費納付金を納めております。

令和 6 年度は、矢印の下部のとおり、約 16 億 9,700 万円あまりとなっております。令和 5 年度に比べて約 1 億 7,000 万円減少しています。その要因については、令和 4 年度から社会保険の適用拡大による国保から社会

保険への移行による被保険者の減少や、国保被保険者の団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度に多くが移行したことにより、被保険者数が減少し、それに伴い、県全体の医療費も減少し、和歌山県全体で必要な納付金算定基礎額が、令和5年度と令和6年度の比較で約22億500万円。率にしまして、7.29%減少したこと。あわせて県の保有している国保基金14億円を令和6年度の納付金に充当し、納付金を抑えたことなどが要因として考えられます。

次に資料2ページをご覧ください。

毎年県から示される本市の市町村標準保険税率を、一番上の令和6年度橋本市保険税率案の枠内の、各項目数値の右側、少し小さいですが、括弧内に7.8%や3.07%のように示しています。その左側の大きく示しているのが、本市の令和6年度の保険税率案を掲載しております。

それぞれ医療分、支援分、介護分について、括弧内の県の示す標準保険税率を参考に、各所得割率については、0.1%あまり増率とし、各均等割額、平等割額についても、括弧内の、県の示す標準額の1000円未満を切り上げをしています。

本来ですと、括弧内の標準保険税率どおり課税を行いますと、国保特別会計の収支の均衡が取れ、ほぼプラスマイナスゼロとなる見込みですが、これまでの税率改正において、激変緩和措置に活用してきた国保基金額が令和5年度にほぼなくなる見込みであるため、令和6年度以降は、基金に頼らない国保運営を行う必要があります。

平成30年度以降からの激変緩和措置として、当初計画では、令和6年度では約1億円の国保基金を残して、県の示す標準保険税率の導入を予定しておりましたが、国保基金がほぼない状況であるため、国保の安定運営、制度維持のため、県の示す標準保険税率を参考に、少し上回る税率改正案となっております。

中ほどには、現行令和5年度の保険税率、その下には、令和6年度本市の保険税率案と現行保険税率との差を示しています。

次に3ページをご覧ください。

これまでの基金の活用実績を掲載しております。

平成30年度以降、令和6年度県下統一保険料の同意導入を目指し、税率改正を実施してきました。

令和2年度以降、基金充当による激変緩和をとりながら、税額の大幅な上昇がないよう、保険税率を引き上げる改正を行って参りました。

平成30年度に約5億8,900万円あった基金残額ですが、令和5年度の基金残額は約24万円の見込みとなっております。

そのため、年度途中の急激な被保険者の減少や、所得の減少等に対応できるよう、1億円程度の基金が必要と考え、基金の積み立てもあわせて行っていきたいと考えております。

次に4ページをご覧ください。

橋本市が保険税として徴収すべき税率が平成29年度から掲載していますが、本市国保各保険税率については、さきにも説明いたしましたとおり、令和9年度県下統一保険料の導入を目指し、令和6年度に、その前段となる県が示す標準保険税率の導入に向け、平成30年度から令和2年度までの3年間で資産割を減額・廃止を実施し、令和2年度から令和5年度については、基金充当による激変緩和措置を行いながら、毎年段階的に県の示す本市標準保険税に夜近づけることを目指し、医療分、支援分、介護分の各所得割、均等割、平等割の税率等の改正を行って参りました。

また、その激変緩和措置のための基金充当についても、左側の各年度下に、令和2年度から令和4年度は、基金充当実績額を令和5年度は、基金の充当見込み額を掲載しています。

令和5年度で、国保基金がほぼなくなることから、基金に頼らない国保運営をしていく必要があるため、令和6年度は、県の示す保険税率を参考として、少し上回る税率案をお願いしたいと考えております。

また、参考までに5ページから6ページで、モデル世帯ごとの令和5年度と令和6年度の国保税額の増減のシミュレーションをしております。

5ページをご覧ください。

単身世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い、税額が100円の減額となります。5割軽減世帯については、増減額はゼロと、増減はありません。2割軽減世帯では2,700円のアップ。軽減なしの世帯では、5,400円のアップとなっています。

次に6ページをご覧ください。

夫婦2人世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い、税額が300円のアップ。5割軽減世帯については、4,100円のアップ。2割軽減世帯については、7,000円のアップ。軽減なしの世帯では1万1,300円のアップとなっています。

次に7ページをご覧ください。

2点目の改正内容であります。国の税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額及び低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改正についてでございます。

まず、上段の(1)の国民健康保険税の課税限度額の改正についてでございますが、後期高齢者支援金分等の課税に係る課税限度額が、現在の22万円から24万円に、2万円の増額改正するものです。

課税限度額の引き上げによる影響の試算ですが、約114万円の課税額の増額となる見込みです。

次に、下段の(3)、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改正についてでございますが、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を、軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万円から、29万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ増額改正するものです。これは、物価高騰の経済状況を踏まえて、軽減判定基準を見直すもので、この軽減措置の対象の拡大によ

り、軽減対象者が増えることから、約166万円の課税額の減額となる見込みです。

令和5年度の所得をもとに、令和6年度の所得割が算定されるのですが、少子高齢化、特に団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行すること、及び令和6年度10月から、社会保険の加入適用拡大により、国民健康保険から社会保険へ移行することが進むことから、被保険者数の減少による調定額の減少が予想されます。

令和6年度国保税については、税額改正に伴い増税となりますが、基金に頼らない国保運営及び国保制度自体を維持していくため、国保税率改正は必要なものと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

説明中については、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）説明ありがとうございました。教えていただきたいんですけども、この保険税率を0.1%程度上乗せすることで、単年度で1億円の基金がたまるっていう計算なんですかね。ちょっと計算が頭ついていかないんで教えてください。

○委員長（堀内和久君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）ただいまの質問にお答えいたします。

単年度で1億円というのではなしに、一応この0.1%上げさせていただくことによりまして、歳入歳出の差として6,400万円試算で、歳入の方が上回りますので、その部分を積み上げることで、ということでお考えおるんですけど、ただ、あくまでもこの試算につきましては、令和4年度、いま現在の所得による試算、いま現在の被保険者による試算でございますので、令和6年度の令和5年度所得による、実際の賦課によりまして、この金額につきましては、未確定なところもございますが、今まででしたら、

基金がございましたので、財源の不足分を基金で補ってあったんですが、それが基金がないという中で、皆さんからの税を納めていただくことによって、賄っていきたいということを考えております

以上です。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） ありがとうございます。

4 ページの表を見ると、税率は順調に上がっていった中で、基金は順調に取り崩して今ゼロになりましたという中で、今後、均衡取っていくっていう、1 億円程度の基金はあるにしてもですね、今まで 0.1% から 0.2%、多いときに 0.4% とか上がるとこもあるのかな。

今後、こういう段階で引き続き上がっていくという見込みになってるんでしょうか。その上昇率という意味で、パーセンテージの。

○委員長（堀内和久君） 保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） この税率につきましては、いま現在、県の方が各市町村に対して、標準保険税率ということで、県に毎年納付金を納めるんですが、この納めるにあたって、橋本市さんはこの税率であつたら、プラスマイナスゼロになりますよってということで示されてまいります。ですから、県の標準保険税率がどうなるかによりまして、それを参考に、本市としては税率の改正を行っていきたくて考えておりますので、その上がり具合につきましては、今後の県の算出の状況によるかと思えます。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） 国民健康保険税ですけども、今後ね基金がなくなってしまうたら、今後さらに医療費は高騰してくる、人数が減ってくる、後期高齢者に変わっていくとなってくるとね、その辺とのバランスもあるんやろうけども、人数が減ってきた分、いろいろが減るかもわからんし、だけ

ども、増える可能性もあるってことで大分そこが難しいと思うんやけども、何しろ基金がなくなってしまうたらこれ当然保険料が上がっていくのが普通なんで、これ、国民皆保険でかなり日本はありがたいといえぱありがたいんですけども。この辺、個人負担がどんどん増えてくるってのはね、国民にとっては大変なことになるんでね、この辺を、公費負担をやっばし上げていく、率を上げていっていかんと、国民にしわ寄せばっかし来るんちゃうかなと僕は思うんです。その辺の努力っちゅうのは行政っていうのはやれるのかなあ、やってくれとるのかなあ。

県が一括して今やって県にお金払ってるけども、これ国の問題やろ。その辺はどんどんどんどん地方から声を上げなきゃいかんと、国民の医療費がどんどん上がってくる。保険料も上がってくる。こうなってきたという大変しんどい部分が出てくるんちゃうかなと思うんですけどその辺どうなんでしょう。

○委員長（堀内和久君） 保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに被保険者は減るんですけども、医療の高度化によりまして、医療費 1 人あたりの医療費っていうのはどんどん上がっていつておる状況でございます。

そうなりますと、本当に個人の負担っていうだけでは賄っていけないのかなっていうところでは、いま現在市長会等とも連携いたしまして、国の方には、公的支援の拡充ということで、要望をさせていただいております。

また、市におきましては、保険者努力支援ということで、保険事業を実施いたしまして、医療費の適正化に向けて取り組んではおるところなんですけども、保険事業の評価としては、県の方からも上位の評価をいただいておりますが、ただそれが医療費に結びついていないというところで。事業は実際行っているんですけども、なかなか補助金に対してそれが反映されて来ていな

いっていうところもございまして、今後も引き続き医療費の適正化に向けて努めたいとは思っております。

以上です。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） おはようございます。先ほど詳しくお話していただいて、かなり聞いておりましたらもうともかく、軽減世帯の人でも上がっていくような状況になっているから、これは大変だなとすごく思いますんですけども、これを調べて平均したらどれだけ上がることなんですかね。

○委員長（堀内和久君） 保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君） ただいまの質問にお答えいたします。

平均いたしますと、1人当たり約2,500円上がる予定でございます。

以上です。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） そしたら、国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対する立場で発言したいと思います。

国民健康保険はもともと年収の少ない人や年金で暮らす高齢者がもうほとんど中心の被保険者になっておりますので、国保税の減免措置されている方は、これ以前の予算委員会の質問したんですけども、令和5年度で8,426人おるんですね、現実ね。

全体の60%を占めてるっていうことはそれだけ低所得者が多いことということで、先ほどのこの軽減世帯の方も値上げすること、これは大変だなとすごく思います。

そうした中、毎年物価高騰がどんどん続いていく中でかなり厳しい生活が強いられている状況であります。

私思いますのは、やっぱり命と健康を守るために何を節約しても、結局国保税だけは絶対納税しなければ、命に関わる問題でありますので、納税率も比較的高いと思います。やっぱりそれがなかったら困りますということで、このまま上がり続けて国保税を下げて欲しいというのがやっぱり、どなたもそういう声、あちこちで聞きますんでね、こんな状況でやっぱり財政的厳しいことはわかりますんやけど、先ほどもご意見ありましたけども、命と健康を守るためにはどうしてもこれを市独自に、基金がないということをおっしゃるんやけども、何とかしてやりくりしていかなあかんなど、市民の立場からそう思いますんでね。そういう意味で、反対いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（堀内和久君） 次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 賛成の立場から、討論させていただきます。

生活苦しいのは、国民全体として一緒です。厳しい方の主張もよくわかるんですけども、十分その7割軽減、5割軽減、2割軽減ですね、対応っていうか対策してますので、全員一律に集めてるというわけではございませんので、これが限界かなという中で当局もしっかり対応というか、対策、そして今後見据えての予算となってると思いますので、賛成とさせていただきます。

○委員長（堀内和久君） 次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） それでは、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（堀内和久君）起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

この際、10時55分まで休憩いたします。

（午前10時45分休憩）

（午前10時55分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

6 協議（学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書（案）について）

○委員長（堀内和久君）次に、学校給食の無償化を実現するために国の財政支援を求める意見書（案）についてですが、本件について質問等ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君）この文面の内容に関して、一段落目の給食法の目的で、そこに心身の健全な発達に資する食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするという、目的と意見書の本文というか、内容である学校給食無償化との関係性が全く関係ない話であると思うので、意見書としては、もう一段落目全部抜いて、無償化お願いしますという形にするのか、もしくは全国的にこういうことを、無償化に取り組む自治体が出てきている中で、議

論すべきものであって、我々としてもこういうことを要望するみたいな形の文面を少し修正したほうがいいと思います。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

いま岡本喜好先生からご意見ちょうだいしたんですけども、文面の入口の部分でいうと、財政支援を求めるタイトルですので、文面等についてはちょっと修正等を検討して、また委員の皆さんに見ていただいて、ちょっと修正させていただいて、目的に近づいた形で案を作って、案というか修正させていただいて、意見書として出ささせていただきたいと、本委員会の趣旨は今回の質疑の趣旨は、この和歌山県知事のマニフェストでもありますし、今回の県の予算の流れ、市の予算の流れで、国や県に要望、陳情活動してる本市の意向等を全部踏まえた上で、今回当初予算も最終日に議決、可決、どんな形になるかは別として、この意見書っていうのを国にきっちり委員会として届けたいという、旨の意思の統一を図りたいと思います。その件に関しては皆さんご了承のほどよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分休憩）

（午前11時02分再開）

○委員長（堀内和久君）再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案に関しては、前段の第一段落を削除した文書等を作成したいと思います。

細部、字句の整理については正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第14条第2項の規定により本委員会から提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、そのように決しました。
